

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史外427名

被告 中国電力株式会社

準備書面（2）

－原告適格について－

2014年10月15日

松江地方裁判所 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由美子

同 水 野 彰 子

同 住 真 介

ほか

第1 はじめに

原告らの住所は、北は北海道（島根原発3号機から約1197キロメートル）、南は沖縄県（島根原発3号機から約1152キロメートル）まで広がっているところ、下記のとおり、原告らに、島根原発3号機の運転によって直接的に生命・身体・財産及び人格権が侵害される具体的な危険があることから、原告ら全員に本件各請求について原告適格が認められる。

第2 放射線の大気中における拡散による具体的な危険

1 福島原発事故で想定されたより深刻な被害

- (1) 福島原発事故は、原発事故で過酷事故が起きた場合、甚大かつ回復不能な被害が生じることを明らかにした。

しかし、甚大かつ回復不能な被害を生じさせている福島原発事故においても、東京電力発表の大気中に放出された放射性物質の総量は、ヨウ素換算にして約900PBqとされており、後述するブルックヘブン国立研究所が行った原発事故の試算結果（WASH740）において想定された約7400PBqと比較して約8分の1、チェルノブイリ原発事故におけるINES評価5200PBqと比較しても約6分の1の放出量に過ぎない。

- (2) 福島原発事故では、メルトダウンが起きたにもかかわらず、幸いにして、高温の溶融物が水に反応して起きる水蒸気爆発は起きなかった。大規模な水蒸気爆発が起きれば、格納容器も吹き飛び、今の5倍、10倍の放射性物質が放出されるおそれがあった。このような事態が起きれば、周辺住民に大変な被害をもたらすだけでなく、大量の放射性物質が東北各県や首都圏も汚染し、破滅的な状況に陥っていた。また、1号機ベントは、ぎりぎりの状況で何とか成功したが、ベントが成功していなければ、同様の破滅的な状況に陥るおそれがあった。

また、原子力委員会の近藤駿介委員長が、菅元首相の要請を受け、平成23

年3月25日、「福島第一原発の不測事態シナリオの素描」という文書を提出していたことが明らかになった。当該シナリオは、水素爆発の発生に続き、4号機の使用済み核燃料プールにおける使用済み核燃料破損に続くコアコンクリート相互作用が発生し、続いて、1号機、2号機及び3号機の使用済み核燃料プールでも同様の事態が発生した場合、 $1480\text{ kBq}/\text{m}^2$ の汚染地域が 170 km 以遠にも生じる可能性や、 $555\text{ kBq}/\text{m}^2$ の汚染地域が首都圏を含む 250 km 以遠にも発生することになる可能性があるとして想定していた。

- (3) このように福島原発事故においては、現在よりも大量の放射性物質が放出され、より深刻な被害が生じるおそれがあったのであり、最悪の事態に至れば、チェルノブイリ原発事故を超える被害が生じるおそれがあった。

同じように本件原発においても、最悪の事故が起きた場合は、チェルノブイリ原発事故を超える被害が生じるおそれがあると認められる。

2 チェルノブイリ原発事故における汚染地域

1986年4月26日、旧ソ連ウクライナ共和国の北辺に位置するチェルノブイリ原発で原子力発電開発史上最悪の事故が発生した。

保守点検のため前日より原子炉停止作業中であった4号炉（出力 100万 kW ）で、26日午前1時23分、急激な出力上昇をもたらす暴走事故が発生し爆発に至った。目撃者によると、夜空に花火が上がったようであった。原子炉とその建屋は一瞬のうちに破壊され、爆発とそれに引き続いた火災にともない、大量の放射性物質の放出が継続した。

最初の放射能雲は西から北西方向に流され、ベラルーシ南部を通過しバルト海へ向かった。4月27日には海を越えたスウェーデンで放射性物質が検出され、これをきっかけに28日ソ連政府は事故発生の公表を余儀なくされた。チェルノブイリからの放射性物質は、4月末までにヨーロッパ各地で、さらに5月上旬に

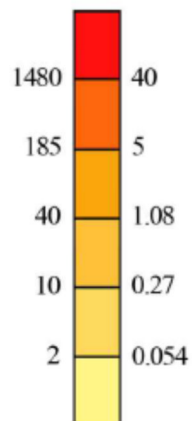
かけて北半球のほぼ全域で観測された。

チェルノブイリ原発事故によって放出された放射性物質の総量は、I N E S 評価で約 5.2×10^{15} Bq とされている。

チェルノブイリ原発事故に伴うヨーロッパ全域におけるセシウム 137 の沈着状況は、次頁の図のとおりである。チェルノブイリ原発から約 1.3×10^3 km 離れたスウェーデンのイエヴレ地域では 1.0×10^5 Bq/m² の汚染が観測された。



kBq/m² Ci/km²



Data not available 

National capital 

3 WASH740（1957年3月）

アメリカ合衆国ブルックヘブン国立研究所が米国原子力委員会の依頼によってまとめた報告書（WASH740）においては、電気出力約17万kW（島根原発3号機は137.3万kW）の原子炉が大爆発を起こしたと仮定した場合に、約7400PBqの放射性物質が環境に放出され、最悪の場合、急性障害での死者が3400人、急性障害者4万3000人、永久立ち退き人口46万人、農業制限等面積39万km²とされている。

4 志賀原発2号機事故の被害予測

平成17年3月に原子力資料情報室が、志賀原発2号機で、炉心が溶融し、蒸気爆発を起こし、格納容器が破壊され、希ガス100%、無機ヨウ素60%、セシウム40%等が放出された場合を想定し、気象条件を、風速2m/s、降雨なし、大気安定度D（放射性物質の広がり角度15度）、放出高度100mと仮定して被害予測した。その手法は、マサチューセッツ工科大学のラスムッセンが米国原子力委員会からの依頼によってまとめた報告書（WASH1400）で使った方法に準拠した。その結果、そこに留まっている人間が死亡する6Sv以上の被ばく地域が26km以内、半数が死亡する3Sv以上の被ばく地域が45km以内、急性障害が生じる250mSv以上の被ばく地域が262km以内、50mSv以上の被ばく地域が728km以内との結果になった。

5 志賀原発地裁判決（金沢地方裁判所平成18年3月24日判決）

- (1) 志賀原発地裁判決は、下記の理由のとおり、志賀原発から約700キロメートル離れた熊本県居住の原告にも原告適格を認めた。
- (2) 志賀原発地裁判決は、「事故によって原子炉内の放射性物質が外部に放出されると、周辺公衆は、放射性煙霧からのガンマ線外部照射、放射性濃霧を吸入して放射性物質が体内に取り込まれることにより身体各部が受ける内部照射、

放射性煙霧が直接農作物に沈着して汚染し、それを食べることによって起こる内部照射、放射性煙霧が沈着して土地を汚染し、そこにできる農作物やそこに育つ家畜などを食べることによって起こる内部照射などの過程を通じて、放射線を被ばくする」とし、チェルノブイル原発事故についての報告や、昭和36年、原子力産業会議が科学技術庁から委託され行った調査「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害に関する試算」の報告書、アメリカ合衆国ブルックヘブン国立研究所が米国原子力委員会の依頼によってまとめた報告書等に触れ、原子力発電所で重大事故が発生した場合、その影響は極めて広範囲に及ぶ可能性があるというべきであるとし、志賀原発原子炉において地震が原因で最悪の事態が生じたと想定した場合、熊本県に居住する者についても、許容限度である年間1ミリシーベルトをはるかに超える50ミリシーベルトの被ばくの恐れがあることになるとして、原告らすべてに原告適格を認め、放射線物質拡散による広範囲の放射線被害の危険を認めた。

6 大飯原発地裁判決（福井地方裁判所平成26年5月21日判決）

大飯原発地裁判決は、近藤原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住する住民に避難を勧告する可能性を検討したこと、チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいることをもって、250キロメートル圏内に居住する者には、原発の運転によって直接的に人格権が侵害される具体的な危険があると認められるとして、原告適格を認めた。

しかし、上記志賀地裁判決のとおり、原発事故による放射線拡散の範囲は、極めて広範囲にわたるおそれがあるのであって、しかも、その判示内容に鑑みると、避難区域の範囲外に現行法令での一般公衆に対する線量限度である年間1mSvをはるかに超えて被ばくする可能性があり、原告適格が認められる原告の範囲を、原発から250キロメートル圏内に居住する者に限定することは極めて不合理である。

7 小括

以上のとおり、島根原発3号機において最悪の事故が起きた場合は、チェルノブイリ原発事故を超える被害が生じるおそれがあること、チェルノブイリからの放射性物質は、北半球のほぼ全域で観測され、約1300km離れたスウェーデンのイエヴレ地域では100kBq/m²の汚染が観測されていること、各原発事故の被害予測によれば、原子力発電所で重大事故が発生した場合、その影響は極めて広範囲に及ぶ可能性があること、特に志賀原発2号機事故の被害予測によれば、50mSv以上の被ばく地域が728km以内との結果になることから、本件原発において最悪の事故が起きた場合、島根原発3号機の事故により最も遠方（約1197km）に居住する者も年間1mSvを超えて被ばくする危険性が認められることは明らかである。

このように判断することは、過去の裁判例にも沿うものである。

第3 海洋汚染による具体的な危険

1 福島第一原発

福島原発第一事故により放出された放射性物質は、海洋にも大量に流出し、北太平洋一帯に拡散したとされている。

2 島根原発

島根原発3号機が面する日本海は、太平洋と比較してはるかに狭隘な海であって、外洋との主要な出入り口である対馬海峡、宗谷海峡の平均水深は100m以下と比較的浅く、海水の交換が多くはない。

そのため、島根原発3号機において、福島第一原発のような深刻な事故が発生し、放射性物質及び流出した汚染水が日本海に拡散すれば、広大な海洋で希釈されることなく、高濃度のままで滞留するおそれがある。

- 3 したがって、汚染された海水による被害は、日本海に面する北海道から九州・沖縄地方まで、広範囲にわたるものであり、この点からも、原告ら全てにおいて、島根原発3号機の事故による具体的な危険が認められることは明らかである。

第4 結論

- 1 以上のとおり、原発事故により、少なくとも、現行法令での一般公衆に対する線量限度である年間1 mSvを超えて被ばくする危険性が認められるときは、原子力発電所の法的な差止請求を基礎付けるに足りる具体性のある危険があると認められること、島根原発3号機の事故により、北海道居住の原告（島根原発3号機から約1197キロメートル）及び沖縄県居住の原告（島根原発3号機から約1152キロメートル）も年間1 mSvを超えて被ばくする危険性が認められることは明らかであって、原告ら全員に原告適格は当然認められる。

付言すれば、そもそも、原発事故による放射線被害は、大気及び海洋を通して地球規模に拡散しうるものであって、その範囲を予測し、特定することは不可能である。

- 2 したがって、島根原発3号機の事故による放射線被ばくの可能性は、日本全土に亘って認められるべきものであって、日本国内居住の原告らに対し、原発設置の場所から居住地までの距離によって原告適格の有無を線引きすることは、上記に述べた諸事実を総合すれば、極めて不合理であることは明らかである。

以上